

「福岡県介護福祉士養成施設教育充実費補助金」事業者選定要領

1 趣旨

この要領は、福岡県介護福祉士養成施設教育充実費補助金（以下「事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施機関

事業者の選定は、「福岡県介護福祉士養成施設教育充実費補助金」事業者選定委員会において行う。

3 評価項目

以下に掲げる項目を評価対象とする。

- ア 事業実施計画の妥当性
- イ 連携体制の妥当性
- ウ 事業実施体制の妥当性
- エ 公益性
- オ 活用調査提出の有無

4 評価方法

交付申請書について、委員会を構成する委員ごとに下表の配点に基づき採点を行い、合計点数（１００点）の高い者から、予算の範囲内で事業者として選定する。

項 目	配 点
ア 事業実施計画の妥当性	３０
イ 連携体制の妥当性	３０
ウ 事業実施体制の妥当性	２５
エ 公益性	１０
オ 活用調査提出の有無	５
計	１００

5 評価基準

（１）評価点数

評価点数は、次による採点を標準とする。

基 準	１０点満点の項目	２５点満点の項目	３０点満点の項目
極めて優れている	９～１０	２１～２５	２５～３０
優れている	７～８	１６～２０	１９～２４
普通である	５～６	１１～１５	１３～１８
不十分	３～４	６～１０	７～１２
極めて不十分	０～２	０～５	０～６

※ 特段の問題点がない場合は、「普通である」とする。

(2) 各評価項目の具体例等

ア 事業実施計画の妥当性 (30点)

- ・ I C T機器を活用した教育内容の展開計画が具体的であり、介護現場に即した技能修得にどのように貢献するかが明確であるか。
- ・ 事業計画のスケジュール、予算計画は妥当なものになっているか。

イ 連携体制の妥当性 (30点)

- ・ 介護実習施設や I C T機器提供企業等との連携が、単なる機器導入に留まらず、実際の介護現場での I C T機器の使用方法や活用事例を教育内容に反映させる具体的な計画として示されているか。
- ・ 連携を通じて、新たな教育プログラムの開発や教員のスキルアップにつながる具体的な計画があるか。

ウ 事業実施体制の妥当性 (25点)

- ・ モデル構築の検討・実施体制が明確で関係機関（介護福祉士養成施設、介護実習施設、I C Tを提供する企業等）との連携が具体的かつ明確に計画されているか。
- ・ 手法、内容等が明瞭で、事業目的の達成のために効果的かつ効率的なものとなっているか。

エ 公益性 (10点)

- ・ 申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。
- ・ 取組内容が、他の養成施設においても横展開が可能であるか。

オ 活用調査提出の有無 (5点)

- ・ 令和8年4月に実施した活用調査を提出した事業者に対し、加算するもの。